

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	福島県田村市

田村市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県田村市産業部農林課

所在地 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電話番号 0 2 4 7 - 8 1 - 2 5 1 1

F A X 番号 0 2 4 7 - 8 1 - 1 2 1 0

メールアドレス norin@city.tamura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラス、カルガモ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	福島県田村市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	・ 水稲	11.9ha	2,268千円
	・ 豆類	0.19ha	67千円
	大豆	0.19ha	67千円
	・ 野菜	8.0ha	2,743千円
	バレイショ	6.48ha	1,988千円
	カボチャ	1.52ha	755千円
	・ 飼料作物	2.61ha	1,284千円
	トウモロコシ	2.61ha	1,284千円
	計	22.7ha	6,362千円
ハクビシン タヌキ	・ 野菜	3.48ha	1,700千円
	トウモロコシ	3.18ha	954千円
	トマト	0.25ha	252千円
	カボチャ	0.05ha	494千円
	・ 豆類	0.83ha	23千円
	大豆	0.83ha	23千円
		計	4.31ha
カラス	・ 水稲	0.48ha	108千円
	・ 野菜	0.42ha	429千円
	トマト	0.27ha	368千円
	トウモロコシ	0.15ha	61千円
	・ 豆類	0.1ha	
	大豆	0.1ha	34千円
	計	1.0ha	571千円
カルガモ	・ 水稲	1.0ha	241千円
	計	1.0ha	241千円
合 計		29.01ha	8,897千円

(2) 被害の傾向

1	イノシシ 繁殖力が強く震災以降、耕作放棄地の増加や周辺市町村の避難等により個体数が増加及び生息域が拡大しているとみられ、被害地域が拡大している。 最近では、電気柵等の設置により設置を行った集落については被害報告の件数は減少傾向にあるが、未設置の集落については、被害が増加している。 主な被害については、水稻やバレイショなどの食害や農地の掘り起こしであり、一年を通じて被害が確認できる。特に春のジャガイモの作付時期や収穫時期にかけて多く被害が発生しており、耕作を放棄した農家も一定数いる。
2	ハクビシン、タヌキ 市内全域で生息しており、住宅地においても目撃情報が寄せられている。農作物被害については、トマト（6月～9月ごろ）、トウモロコシ（7月～9月ごろ）などの食害が多い。
3	カラス 市内全域で生息している、集団で行動し作付が始まる4月から収穫期である10月ごろにかけて被害が多く発生している。
4	カルガモ 市内全域で生息しており、主な被害は水稻であり、田植後の5月ごろから苗の抜き取りや攪拌による活着阻害が発生し、水稻の生育に悪影響を与えている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）		目標値（平成32年度）	
イノシシ	22.7ha	6,362千円	19.4 ha	5,410千円
ハクビシン タヌキ	4.31ha	1,723千円	3.7 ha	1,465千円
カラス	1.0ha	571千円	0.9 ha	485千円
カルガモ	1.0ha	241千円	0.8 ha	205千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲に関しては、各地区の実施隊で捕獲を実施している。 また、イノシシ用箱罟やイノシシ用くくり罟を活用して捕獲を実施している。	捕獲従事者の高齢化により担い手の減少と技術の継承が難しくなっている。 震災以降の周辺市町村が避難するなどにより捕獲頭数や生息数が増加している状況にある。

防護柵の設置等に関する取組	国や市の補助事業により、電気柵の導入を図り、避難解除地域やその他地域において協議会及び設置地域により設置・管理を行っている。	電気柵設置は効果が見られるものの未設置地区においては、生息数が増加していることもあり依然として被害が発生している。電気柵設置地域においても継続的に適正管理を求められる。
---------------	--	--

(5) 今後の取組方針

イノシシの生息については、近年の捕獲頭数、目撃情報などから個体数増加による農作物被害増加が懸念される。

イノシシの捕獲活動については、担い手の育成・確保や現在も取り組んでいる捕獲機材の整備を継続して取り組み、併せて機材購入の際には適正使用等の講習会などを開催し技術の向上を図る。

また、捕獲することだけでなく被害を軽減させるための地域ぐるみの被害対策を実施するために実施隊の協力を得ながら推進していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会田村支部及び小野支部の協力により推薦された隊員を田村市が鳥獣被害防止対策実施隊として任命し、市内全域で連携して捕獲等の被害対策を実施する。また、関係機関等と連携を図りながら効果的な捕獲に取り組み被害軽減と個体数調整を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	1 捕獲の担い手育成に関する取組 ア 狩猟免許試験など市内全域に広報誌等で周知を図る イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加を支援する ウ 狩猟に関する情報提供 2 鳥獣被害対策実施隊員の育成、体制の強化を図る 3 捕獲機材の導入による取組 ア 目撃情報の収集 イ くくり罠、箱わな等の機材を追加購入 ウ 捕獲技術の向上に関する研修会 4 効果的な捕獲方法の調査、検証による技術の向上 5 電気柵の設置範囲の拡大
31	イノシシ ハクビシン	1 捕獲の担い手育成に関する取組 ア 狩猟免許試験など市内全域に広報誌等で周知を図る

	タヌキ カラス カルガモ	イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加を支援する ウ 狩猟に関する情報提供 2 鳥獣被害対策実施隊員の育成、体制の強化を図る 3 捕獲機材の導入による取組 ア 目撃情報の収集 イ くくり罟、箱わな等の機材を追加購入 ウ 捕獲技術の向上に関する研修会 4 効果的な捕獲方法の調査、検証による技術の向上 5 電気柵の設置範囲の拡大
32	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	1 捕獲の担い手育成に関する取組 ア 狩猟免許試験など市内全域に広報誌等で周知を図る イ 銃猟免許取得に関する研修会の参加を支援する ウ 狩猟に関する情報提供 2 鳥獣被害対策実施隊員の育成、体制の強化を図る 3 捕獲機材の導入による取組 ア 目撃情報の収集 イ くくり罟、箱わな等の機材を追加購入 ウ 捕獲技術の向上に関する研修会 4 効果的な捕獲方法の調査、検証による技術の向上 5 電気柵の設置範囲の拡大

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1,000頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1,000頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1,000頭
ハクビシン タヌキ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

	捕獲目標 200 頭	捕獲目標 200 頭	捕獲目標 200 頭
カラス	福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カルガモ	福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
捕獲方法：	イノシシ 箱わな及びくくり罠並びに銃器による ハクビシン 箱わな及びくくり罠による タヌキ 箱わな及びくくり罠による カラス 銃器による カルガモ 銃器による
捕獲時期：	被害が多発する 4 月から 1 1 月頃を重点に実施する。
捕獲場所：	農作物の被害が大きい地区について重点的に実施する。
捕獲実施：	地域住民と情報交換を行いながら、捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
<p>個体との距離の関係からライフル銃による捕獲が必要とされる場合には、ライフル銃の所持・使用が認められる隊員に限り下記の内容で捕獲を実施する。</p> <p>実施時期：4 月 1 日から 11 月 14 日までの有害鳥獣捕獲期間</p> <p>捕獲予定場所：鳥獣保護区等を除いた市内全域</p> <p>捕獲手段：法律を遵守した捕獲方法</p>	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度
イノシシ	電気柵 5, 000m	電気柵 4, 500m	電気柵 4, 000m

(2) その他被害防止に関する取組

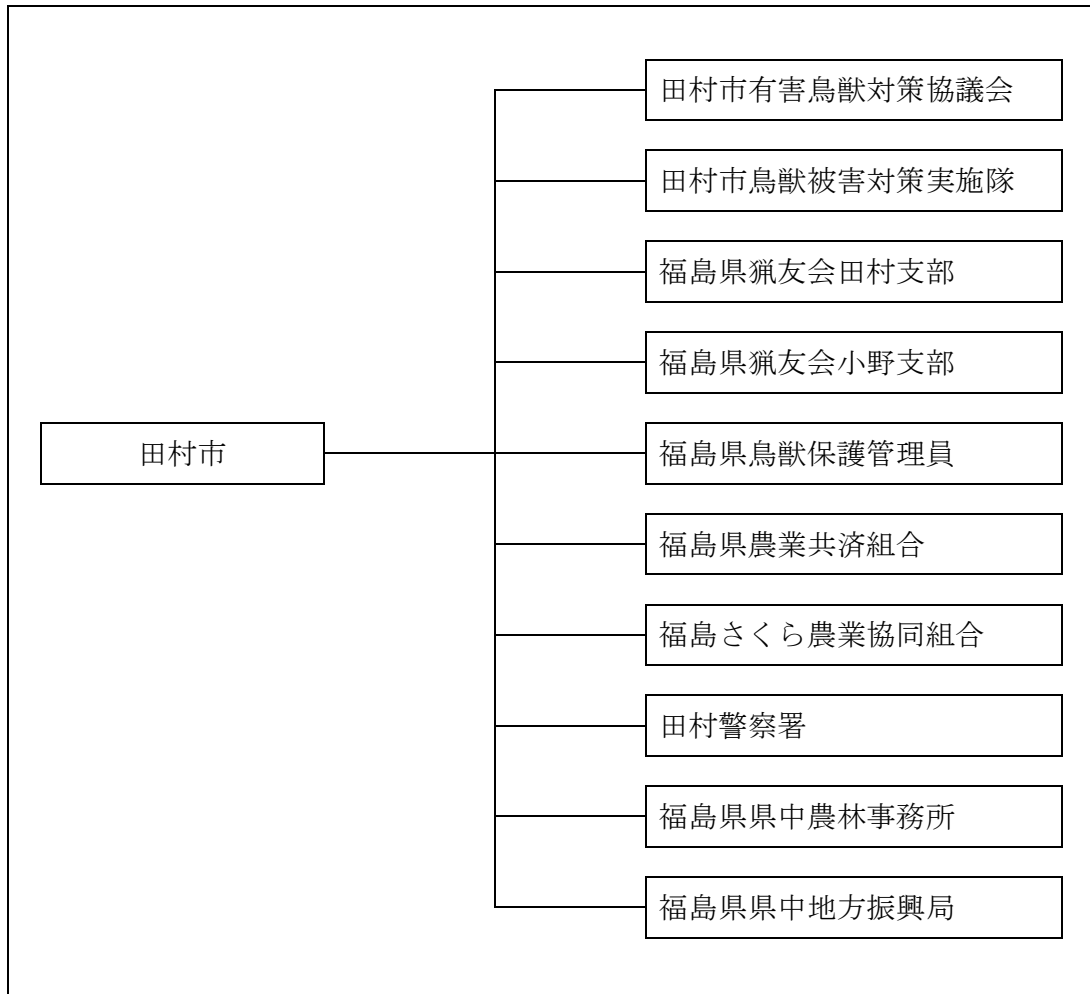
年度	対象鳥獣	取組内容
30	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	1 被害防止活動の事例を地域に当てはめて検討する 2 地区区長や地域住民からの情報収集 3 生ごみ等の処理状況調査 4 電気柵設置の適切な管理、設置法の研修会の開催 5 電気柵の設置面積の拡大
31	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	1 被害防止活動の事例を地域に当てはめて検討する 2 地区区長や地域住民からの情報収集 3 生ごみ等の処理状況調査 4 電気柵設置の適切な管理、設置法の研修会の開催 5 電気柵の設置面積の拡大
32	イノシシ ハクビシン タヌキ カラス カルガモ	1 被害防止活動の事例を地域に当てはめて検討する 2 地区区長や地域住民からの情報収集 3 生ごみ等の処理状況調査 4 電気柵設置の適切な管理、設置法の研修会の開催 5 電気柵の設置面積の拡大

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田村市	事務局を担当し、被害などの情報収集及び協議会活動に関する調整を行う
田村市有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣関連の情報提供と被害防止対策としての捕獲活動を行う
福島県猟友会田村支部	
福島県猟友会小野支部	
福島県農業共済組合	各団体が連携して情報・問題の共有、被害防止・減少に向けた対策方法の確立と普及を図る
田村市鳥獣被害対策実施隊	
福島さくら農業協同組合	
福島県鳥獣保護管理員	
田村警察署	有害鳥獣関連の情報及び捕獲に関する情報提供を行う
福島県県中農林事務所	
福島県県中地方振興局	

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後速やかに埋設あるいは焼却処分を行うこととする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、イノシシについては出荷制限となっており、食品としての取り扱いが困難であるため利用を行っていない状況にある。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	田村市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
田村市	事務局を担当し、被害などの情報収集及び協議会活動に関する調整を行う
田村市鳥獣被害対策実施隊	定期的な巡回 要請等に基づいた捕獲活動
福島さくら農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供及び営農指導
福島県農業共済組合	鳥獣被害の情報収集及び被害防止の指導
福島県猟友会田村支部	1 鳥獣被害及び出沒に関する情報収集、提供 2 わなの安全な取り扱いと注意喚起
福島県猟友会小野支部	1 鳥獣被害及び出沒に関する情報収集、提供 2 わなの安全な取り扱いと注意喚起
福島県鳥獣保護管理員	1 鳥獣被害及び出沒に関する情報収集、提供 2 鳥獣保護に関する情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局福島県拠点	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供
福島県県中地方振興局県民環境部	鳥獣保護管理に関する情報提供及び指導
福島県県中農林事務所 農業振興普及部 森林林業部 田村農業普及所	協議会活動の支援 有害鳥獣被害に対する取り組み支援 被害防止対策の情報提供と指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員の他に福島県猟友会会員のうち会から推薦されたものかつ市長が任命された者から構成される。隊員の定数については、100人以内としている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。